

表

第	号
農地法第14条第 1 項の立入調査 をする農業委員、農地利用最適化推進委員 又は職員の身分証明書	
氏 名：	
上 半 身 前 向 写 真	上記の者は、農地法第14条第 1 項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。
	発 行 者：
	発行年月日： 年 月 日
	生年月日： 年 月 日
(押出スタンプ)	
	印

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第 1 項の規定による立入調査のほか、第 7 条第 1 項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第 1 項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証 明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本産業規格 B 8)

立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名
- 2 調査実施年月日
- 3 調査場所
- 4 調査内容
(調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)
- 5 判明した事実関係
(調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
- 6 確認された不適正事項
(要件を満たしていない事項又は要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

年 月 日

農業委員会会長 殿

調査担当者 農業委員会 氏名

様式例第9号の1

農地法第18条第1項第4号の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権を解除するので、農地法第18条第1項第4号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日
年 月 日

6 土地の引渡し新时期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。
なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日
年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

申請者 住所
氏名

記

当事者	氏 名	住 所	備 考
賃貸人			
賃借人			

所在・地番	地目		面積(㎡)	利用状況	耕作(利用)年数
	登記簿	現況			

- | | 農 地 の 面 積 | | | | | | | | | 採草放牧地の面積 | | | 備 考 | |
|-----|-----------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|---------------|-------------|-------------|----------|---------------------|
| | 自 作 地 | | | 借 入 地 | | | 貸 付 地 | | | 貸付地以外
の所有地 | 借
入
地 | 貸
付
地 | | |
| | 田 | 畑 | 計 | 田 | 畑 | 計 | 田 | 畑 | 計 | | | | | |
| 賃貸人 | | | | | | | | | | | | | 山林
宅地 | a
m ² |
| 賃借人 | | | | | | | | | | | | | 山林
宅地 | a
m ² |

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類とその数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員等（構成員）の状況

	世 帯 員 等 (構成員) 〔15歳以上〕 の も の 氏 名	年 齢	世帯員等(構成員)就業等の 状況(○印を付す)			備 考
			農 業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	
賃貸人						
賃借人						

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離 作 料 支給土地 の 面 積	毛 上 補 償		離 作 補 償		代 地 補 償		備 考
			10 a 当り	総量	10 a 当り	総量	地目	面積	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 4 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 5 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

様式例第9号の4

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

年 月 日
農業委員会（知事受付 年 月 日 号）
（指定都市の長受付 年 月 日 号）

土地区分	農 地	採草放牧地	申 請 提 出 期 限 当 否 判 定	申 請 受 付		年 月 日		市 町 村 農 業 委 員 会 の 意 見	決定・ 年 月 日		
				相手方通知予定		年 月 日			却 下	不 許 可	
				契約期間満了		年 月 日			第 2 項 第 1 号 該 当 第 2 号 該 当 第 4 条 第 5 条 意見提出 年 月 日 意見書第 号		
				土地引渡希望		年 月 日					
申請区分				期間の定め		同左一時賃貸				期間の定め	
合 意				の 有 る も の		の な い も の					
解 除									第 3 号 該 当		
解 約									第 4 号 該 当		
更新拒絶									第 5 号 該 当		
条件を変更しなければ更新拒絶									第 6 号 該 当		
			当 否		当 否		無条件許可 条件付許可				

第18条第2項該当審査事項			申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
	第 1 号				
	第 2 号				
	第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか			
		賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
	第 4 号				
	第 5 号	農地所有適格法人の要件を欠いていないか			
		賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
第 6 号					
(備 考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知 事 の 決 定 (指定都市の長の決定) 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
		指 令 接 受 年 月 日			
本 人 通 知 年 月 日					

農業委員会ネットワーク機構（都道府県機構）の見解

(記載要領)

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農地所有適格法人である場合には、当該農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった年月日又は賃貸人が農地所有適格法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事
(指定都市の長)

年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地(採草放牧地)の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

- 1 当事者の氏名等
- 賃貸人

住所氏名

賃借人

住所氏名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可又は却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下記理由により許可しません。」又は「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載する。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

（留意事項） 北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」
- 5 指定都市の長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載し

なければなりません。) 正副 2 通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、指定都市を被告として（訴訟において指定都市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第18条第 6 項の規定による通知書

年 月 日

農業委員会会長 殿

通知者 (賃貸人) 住所
氏名
(賃借人) 住所
氏名

下記土地について賃貸借の〇〇をしたので、農地法第18条第 6 項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第 1 項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

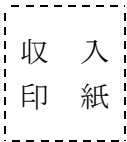
賃貸借の解約の申入れをした日 年 月 日
賃貸借の更新拒絶の通知をした日 年 月 日
賃貸借の合意解約の合意が成立した日 年 月 日
賃貸借の合意による解約をした日 年 月 日

6 土地の引渡し新时期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 4 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。



農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。） 住所
氏名
賃借人（以下乙という。） 住所
氏名

- 1 賃貸借の目的物
甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。
- 2 賃貸借の期間
 - (1) 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで〇〇年間とする。
 - (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。
- 3 借賃の額及び支払期日
乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。
- 4 借賃の支払猶予
災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- 5 転貸又は譲渡
乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。
- 6 修繕及び改良
 - (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
 - (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。
 - (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
 - (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。
- 7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

8 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。
- (2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。
- (3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

9 一部滅失等による借賃の減額等

- (1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- (2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

10 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

11 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

12 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

13 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。

4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。

5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。

6 経費費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。

7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

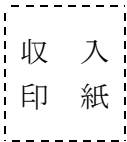
土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考



農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。） 住所
氏名
賃借人（以下乙という。） 住所
氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで〇〇年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。
- (2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。この場合において、乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。
- (3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (4) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 一部滅失等による借賃の減額等

- (1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- (2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

11 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

12 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

13 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

14 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表 1 に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1 年前から 6 か月前まで」を「6 か月前から 1 か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第 4 条及び第 5 条に違反しているもの、農地法第32条第 1 項 1 号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表 2 に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表 2 の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経費費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表 3 に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

和解の仲介申立書

年 月 日

農業委員会 御中

申立人 住所
氏名

- 1 相手方の住所及び氏名
- 2 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

- 3 申立ての趣旨
- 4 紛争の経過の概要
- 5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名及び住所（法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに利害関係を5の「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

和 解 の 仲 介 申 立 調 書

年 月 日

- 1 申立ての年月日
- 2 申立人の住所及び氏名
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 紛争に係る土地の表示
- 5 申立ての趣旨
- 6 紛争の経過の概要
- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申 立 人	住所
	氏名

調書作成者	氏名
-------	----

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

和解の仲介の開始通知書

年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 殿

農業委員会会長

下記1に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行なうこととし、農地法第25条第2項の規定に基づきその仲介委員を下記2のとおり指名したので通知します。
なお、今後、この事件に係る仲介手続きは、同法第25条第2項の規定により仲介委員が行なうこととなりますから、御了知ください。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人

被申立人

氏名

氏名
- 2 指名した仲介委員の氏名

農業委員

〃

〃

氏名

氏名

氏名

（記載要領）
法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の開始通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会会長

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行なうため、下記2のとおり仲介委員を指名したので、通知します。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人

被申立人

氏名

氏名
- 2 指名した仲介委員の氏名

農業委員

〃

〃

氏名

氏名

氏名
- 3 紛争の概要

(別紙申立書写しのとおり)
- 4 その他参考となるべき事項

(記載要領)

法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和 解 の 仲 介 の 申 出 書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会会長

下記1に記載する和解の仲介の申立事件については、下記2の理由により当農業委員会において和解の仲介を行なうことが困難（不適當）と認められるので、貴職において、和解の仲介を行なわれたく、申立書を添え、農地法第25条第1項ただし書の規定による申出をします。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人 氏名
被申立人 氏名

- 2 申出をする理由
3 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 申立書又は申立調書及び申立人の同意書を添付する。
2 法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和 解 の 仲 介 期 日 等 の 通 知 書

年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名

殿

農業委員会
仲介委員 氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件（申立人〇〇、被申立人〇〇）に係る和解の仲介を、下記により行ないますので、御出頭願います。

なお、やむをえない理由により当日出頭出来ないときは、代理人を出頭させることも可能ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

- 1 和解の仲介の期日
年 月 日 時より
- 2 和解の仲介を行なう場所
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の打切決定通知書

年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名 殿

農業委員会
仲介委員 氏名

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行なってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しましたので、通知します。

記

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人	氏名
被申立人	氏名
参加人	氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介申立ての取下通知書

年 月 日

被申立人（参加人） 住所
氏名 殿

農業委員会
仲介委員 氏名

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下げがありましたので、通知します。

記

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人	氏 名
被申立人	氏 名
参 加 人	氏 名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和 解 の 仲 介 結 果 通 知 書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会会長

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
○○年仲介第○○号○○請求事件
- 申立人 氏名
被申立人 氏名
参加人 氏名
- 2 和解の仲介の終了の期日
年 月 日
- 3 和解の仲介結果
和解成立（又は和解不成立若しくは取下げ）

（記載要領）

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書の写しを添付する。

様式例第12号の10

事 件 番 号	年仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
事 件 名	
申 立 人 の 住 所 氏 名	
被申立人の住所氏名	
参加人の住所氏名	
仲 介 委 員 の 氏 名	
仲 介 の 結 果	年 月 日 ○○
備 考	

(記載要領)

- 1 事件番号は、暦年ごとに一連番号とする。
- 2 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」等と記載する。
- 3 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」、「和解不成立」及び「取下げ」の区分により記載する。
- 4 その申立てに係る紛争が農地法第25条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行なわない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日及び「却下」と記載する。
- 5 農業委員会が都道府県知事に対して農地法第25条第1項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日及び「知事へ移送」と記載する。
- 6 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載する。

和解の仲介記録簿

1 事件の概要

事 件 番 号	年 仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
申立人の住所及び氏名	住所 氏名
相手方の住所及び氏名	住所 氏名
紛 争 の 概 要	

2 申立に対する処理

受 理	当事者への開始通知	年 月 日		
	知事への開始通知	年 月 日		
	仲 介 委 員 名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	年 月 日	理由	
却 下	理 由			

3 仲介の経過

期日・場所	出 席 者		仲 介 の 概 要	
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員			
	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		
	利 害 関 係 人			
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員			
	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		

		利 害 関 係 人			
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員				
		当 事 者	申 立 人 相 手 方		
		利 害 関 係 人			
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員				
		当 事 者	申 立 人 相 手 方		
		利 害 関 係 人			

(小作主事が意見を求めた場合のみ)

4 小作主事の意見

意 見 聴 取 年 月 日	年 月 日	
小作主事の所属氏名		
意 見 方 法	口頭・書面・その他	
意 見 要 旨		

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内 容	
---------------	-----	--

6 知事への結果通知年月日

年 月 日

(記載要領)

- 1 1の「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみ記載する。
- 2 2の「申立に対する処理」が「知事への申出」及び「却下」の場合は、3以下の記載は不要である。
- 3 4の「小作主事の意見」は、書面により意見が述べられたときは、記載を省略して差し支えない。なお、意見書を本記録簿に整理して保管する。

和解の仲介の開始通知書

番 号
年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 殿

都道府県知事

〇〇農業委員会から申出のあった下記 1 に記載する和解の仲介事件について、農地法第28条第 2 項の規定に基づき、担当小作主事を下記 2 のとおり指定して和解の仲介を行なわせることとしましたので、通知します。

なお、今後の仲介手続は担当小作主事が行なうこととなりますので、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名
〇〇年〇〇県仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人 氏名
被申立人 氏名

2 指定した担当小作主事の氏名

小作主事 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

利用意向調査書

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」（注1）に必要事項を記入の上、○月○日（注2）までに同封の返送用封筒にて返送又は電子メールにて返信してください。

（注1） 則第74条に定める別記様式
（注2） 発出から1か月以内の範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、都道府県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなります。

- (1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。
- (2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日

から起算して6月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。

(3) 農業上の利用を行う意思がないとき。

(4) 本通知発出日から起算して6月を経過した日においても意思の表明がないとき。

なお、上記に該当する場合でも、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(備考)

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 3 電子メールにて返信する場合は、xxxxx@xxxx.1g.jp宛て送信してください。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

農地法（昭和27年法律第229号）では、遊休農地又はそのおそれのある農地であって、農地法第32条第3項の規定による探索を行ってもなお所有者等（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について2分の1を超える持分を有する者）が確知できない場合には、農業委員会による公示、都道府県知事による裁定を経て農地中間管理機構に利用権を設定することが可能となる措置が講じられています。

下記の農地については、所有者等を直ちに確知することができなかったことから、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第20条において準用する同令第18条に基づき、不確知所有者等に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が当該農地に関する所有権等の権利の共有持分を有する可能性があることが分かったことから本書類をお送りしております。

つきましては、貴殿が所有権等の共有持分を有する場合には、その旨を別紙により〇月〇日（※）までに御返信ください（期日までに御返信がない場合には確知できなかったものとして取り扱わせていただきます）。

なお、本書類による探索を行ってもなお2分の1を超える持分を有する者が確知できない場合には、農地法第32条の規定に基づく公示、第41条に基づく知事の裁定を経て最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があります。

また、本探索によって2分の1を超える持分を有する者が確知できた場合には、確知できた所有者等に対し、農地法第32条に基づく利用意向調査を行うこととなります。

記

〔農地の所在等〕

農地の所在・地番	地目	面積（㎡）

（備考）

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 ※については、書面の送付後2週間を経過した日を記載してください。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について（回答）

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

私は、○年○月○日付けで○○農業委員会会長から照会があった下記農地について、所有者等の共有持分を有する者であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

公 示

下記農地は農地法第32条第 1 項第○号又は第33条第 1 項に該当する農地であるので、同法第32条第 3 項（同法第33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条又は第33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第32条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第33条第 1 項の農地について、当該農地について同法第32条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行

われることがある。

(記載要領)

- 1 記の1の「農地法第32条又は第33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号又は法第33条第1項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

公示した旨の通知

年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

下記農地は、○年○月○日付けで行った利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）もの（※）と判断がなされました。

しかしながら、当該農地の所有権又は所有権以外の権原について2分の1を超える持分を有する者を確知することができなかったため、別添のとおり公示しましたのでその旨通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条又は第33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示があった日から起算して2月以内にその農地又はその農地について、申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがありますので、申し添えます。

(記載要領)

1 下線部について、公示した農地が農地法第33条第1項に該当する場合は、「耕作の事業に従

事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法第33条第1項に該当する農地」と記載する。

- 2 記の1については公示内容に準じて記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

農地法第32条第 3 項に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：
氏名：

農地法第32条第 3 項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 権原を証する書類（別添）

- (1)
- (2)
- (3)

（記載要領）

- 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

農地法施行規則第78条第 2 号に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の農地について、農地法施行規則第78条第 2 号の規定に基づき、耕作の事業の継続が困難であつて、農地法第33条第 2 項において読み替えて準用する農地法第32条第 3 項の規定による公示が必要である旨を申し出ます。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	登記名義人 （※ 1）	登記名義人と申請者 との関係 （※ 2）

（注）（※ 1）、（※ 2）については分かる範囲で記載して下さい。

相続人関係図等を添付することも可能です。

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 「農地法第33条第 2 項において読み替えて準用する農地法第32条第 3 項の規定による公示」とは、当該農地について、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等（その農地が相続等により共有状態になっている場合には、2分の 1 を超える持分を有する者）を確知することができないときに、その旨を公示するものです。
 この公示によっても所有者等が確知することができない場合には、都道府県知事の裁定を経て、農地中間管理機構が当該農地の利用権を取得することがあります。

農地法施行規則第78条第3号に該当する旨の通知

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

下記農地について、農地法施行規則第78条第3号に該当することから通知します。

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 権利の内容

内容	始期	終期	所有者の住所・氏名・電話番号

3 その他参考となるべき事項

（留意事項）

この通知を受けた農業委員会は、「農地法の運用について」第3の3の(2)のアの(ア)による調査を実施し、その結果、所有者又はその相続人を確知できない場合は、農地法第33条第2項において読み替えて準用する法第32条第3項の規定による公示を実施すること。

（記載要領）

記の3の「その他参考となるべき事項」には、権利を設定した農地の所有者又はその者が死亡している場合はその相続人との連絡状況や、農地中間管理機構が行ったそれらの者の居所・所在の調査の内容等、農業委員会が「農地法の運用について」第3の3の(2)のアの(ア)による調査を行う際に参考となるべきことを記載する。

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第35条第 1 項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所：
電話番号：

（記載要領）

- 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

勸告書

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

農地法第36条第1項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勸告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する 権利の種類

2 勸告の理由

〇〇のため、農地法第36条第1項第〇号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構の名称：

主たる事務所の所在地：

電話番号：

（留意事項）

勸告があつた日から起算して2月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。

この勸告に対する問合せ先は次のとおりです。

農業委員会の連絡先

電話番号：

担当者名：

（記載要領）

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を

それぞれ記載する。

- 2 記の2の「勧告の理由」については、当該農地に対してこれまで実施した利用状況調査や利用意向調査の概要やそれに対する所有者等の対応状況等、勧告に至る経緯を具体的に記載すること。

農地法第36条第 1 項に基づく勧告を行った旨の通知書

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿
（農地の所有者氏名 殿）

農業委員会会長

下記農地の所有者等に対して、農地法第36条第 1 項の規定に基づき勧告したので、同条第 2 項に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名・電話番号

2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。

3 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 記の 1 の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の 2 を削る。
- 3 記の 3 の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

年 月 日に、農地法第36条第1項に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

6 その他参考となる事項

（記載要領）

所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地中間管理権の設定の裁定に関する通知書

年 月 日

住所

氏名 殿

都道府県知事

下記農地については、農地法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定が申請されたので、同法第38条第1項の規定に基づき通知します。
なお、 年 月 日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

3 農地の利用の現況

4 農地中間管理機構の利用計画の内容の詳細

5 農地中間管理機構の希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

6 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 様式例第13号の12（農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書）を添付する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名

年 月 日付けの通知について、農地法第38条第1項の規定に基づき意見書を、下記のとおり提出します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 権利の種類及び内容

種類	内容

3 農地の利用の状況及び利用計画

4 農地を現に耕作の目的に供していない理由

5 意見の趣旨及びその理由

6 農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

7 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 提出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 記の2の「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。

農地中間管理権の裁定通知書

番 年 月 号 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事

年 月 日付けで農地法第37条の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定の申請のあった下記の農地について、同法第39条第1項の規定により農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地中間管理権の裁定通知書

番 年 月 号 日

住所

氏名 殿

都道府県知事

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

（留意事項）北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法第41条第 1 項に基づく通知

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第32条第 3 項（同法第33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等からの申出がなかったので、同法第41条第 1 項に基づき通知します。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条又は第33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

（記載要領）

- 1 「農地法第32条又は第33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第32条第 1 項各号又は法第33条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

利用権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

農地法第41条第1項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

6 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 記の1の「所有者等の情報」欄には、農地法第41条第1項の規定に基づく農業委員会からの通知（様式例第13号の15）の情報等を記載する。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

利用権の裁定通知書

番 年 月 日 号

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事

年 月 日付けで農地法第41条第1項による所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請のあった下記農地について、同項の規定により利用する権利を設定する裁定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 当該農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを都道府県知事に提出してください。

（記載要領）

- 1 権利の存続期間は40年以内とする。
- 2 記の4の「当該農地の所有者等の情報」には、農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）に基づく公示（様式例第13号の3 - 1）の情報等を記載する。

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭供託の供託書

供託書様式例（供託所に備え付けの用紙を使用すること）

供託書・OCR用 (様)		申請年月日 年 月 日		供託カード番号 (カードご利用の方は記入してください。)		法令条項 農地法第14条第3項		係員受付印		字加入 字相違		記録		頁	
供託所の表示						供託者は、農地法第33条第3項の規定による公示に係る農地を利用する権利の設定を希望する者であるが、年月日付けで、甲第乙市西町〇丁目〇番地の土地につき、下記のとおり同法第41条第2項の規定による利用権を取得したので、当該基金において定められた相償金の額である金 円を供託する。 記 権利の始期及び存続期間 年 月 日から 年 月 日 所有者の情状 〇〇 〇〇の相続人が不明									
供託者の住所氏名						住所 氏名・記入名等 代表者等又は代理人住所氏名									
被供託者の住所氏名						住所 氏名・記入名等									
供託金額						円 千 百 十 年 月 日 印 世託カード発行									
1. 遺言・遺贈又は「マスタ」を使用してください。 世託者ナカ氏名						2. 本供託書は世託カードと併用してください。									
備考 供託により消滅すべき債権又は相当債 反対給付の内容						(印) 1. 供託金額の戻金に半額を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。 2. 本供託書は世託カードと併用してください。									

020000

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

年 月 日

都道府県知事

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）において、補償金の還付を受けることができる。

（記載要領）

- 1 権利の存続期間は40年以内とする。
- 2 記の4の「農地の所有者等の情報」には、農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）に基づく公示（様式例第13号の3 - 1）の情報等を記載する。

措置命令書

番
年 月 日

住所

氏名 殿

市町村長

下記の農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第42条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限
年 月 日

4 命令を行う理由

（留意事項）

- 1 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 2 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます（農地法第66条）。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団

である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第14号の1

管 理 記 録 カ ー ド (国有農地等)

都道府県						口座名			
所在・地番					(年 月 日変更)				
台帳面積	m ²	(年 月 日変更)	m ²	(年 月 日変更)	実測面積	m ²	(年 月 日変更)	m ²	(年 月 日変更)
管理態様		(年 月 日変更)	(年 月 日変更)	(年 月 日変更)	貸付用途		(年 月 日変更)	(年 月 日変更)	(年 月 日変更)
貸付相手方氏名		(年 月 日変更)	(年 月 日変更)	(年 月 日変更)	現況		(年 月 日変更)	(年 月 日変更)	(年 月 日変更)
非農地認定	未済・済 (年 月 日令第32条第1項 号該当)				備考				
検査等年月日	検査者		所見 (該当に○印)		不適切な場合の内容	講じた措置の内容・折衝経緯等	その他特記事項		
	役職	氏名	適切	不適切					

- (記載要領)
- 1 一筆ごとに作成する。
 - 2 「管理態様」欄は、農耕貸付、転用貸付及び末貸付の別を記載する。
 - 3 「貸付用途」欄は、転用貸付の場合に記載する。
 - 4 「検査等年月日」欄は、実地検査、調査、見回り等を行った年月日を記載する。
 - 5 「検査者」欄は、検査等を行った者を記載する。
 - 6 「講じた措置の内容・折衝経緯等」及び「その他特記事項」欄は、経緯的な記録が保存できるようできるだけ詳細に記載する。

物 品 取 得 通 知 書

番 号
年 月 日

物品管理官 あて

国有財産部局長
地方農政局長

年 月 日付けをもって下記物品を取得したので、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第25条の規定に基づき通知します。

記

- 1 物品の名称
- 2 数量
- 3 売払予定価格
- 4 所在地（地区名及び地区面積）
- 5 その他
 - (1) 台帳価格
 - (2) 取得の経緯
 - (3) その他

（記載要領）

- 1 頭書の年月日は、被害木等の回収年月日を記載する。
- 2 売払予定価格は、被害木等の時価とする。
- 3 台帳価格は、国有財産台帳に登載されている立木竹、建物、工作物等についてのみ記載する。

(表紙)

国 有 財 産 整 理 簿													
一 般 会 計 所 属													
普 通 財 産 (国有農地等)													
(口座名 市町村農業委員会)													
農林水産省所管 地方農政局名													

(整理簿)

												区分			
整理 No.	国有農地等の表示		増				減				備考				
	種目	所在・地番	年月日	買収条項 令書No.	数量	価格	年月日	契約書No.	数量	価格		総括に 記載	貸付条項・ 貸付書No.		登記
				相手方						台帳価格	実額				
					m ²	円			m ²	円	円				

(記載要領)

- 1 1筆につき1行を用いる。ただし、1筆について貸付相手方が多数のときは、貸付相手方1人を1行としてよい。この場合には数行の小計として1筆の合計面積を括弧書きする。
- 2 「増」の生じた都度、その年月日順に記載する。この月日が年度を経過するごとに横線(重線又は朱線)を各欄を通して画する。
- 3 「減」は、上記2により記載した財産に異動があったとき、当該財産の右欄に記入する。したがって年月日順には記載されていないこととなるので、整理簿総括の作成の便に供するため、整理簿総括に整理したときは、「総括に記載」の欄に○印を記入する。
- 4 土地区画整理又は土地改良により換地が行われた場合は、従前の土地の全部を減じ、換地として交付された土地の全部を増として整理するものとし、この場合の台帳(V)は次式により算出した額とする。

$$V = \text{従前の台帳価格} \times \frac{\text{換地後の土地の権利価格}}{\text{従前の土地の権利価格}}$$

なお、換地として交付された土地の整理No.は、記載順の連番とするが、従前の土地の整理No.も括弧書で併記する。

- 5 1 行に記載された土地を分筆した場合は、分筆前の土地を朱線で抹消し、分筆後の地番による各筆を新たに増欄に登載する。この場合の整理No.は記載順の連番とし、分筆前の土地の整理No.を括弧書で併記する。
- なお、分筆は、財産の実質的な増減ではなく、整理簿総括の数額には影響がないから、「総括に記載」の欄は斜線で抹消しておく。
- 6 国土調査の結果等により実測の増減があった場合は、該当地の実測前の数量及び価格を実測後の数量及び価格に訂正し、備考欄に増又は減となった数量及び価格を記載（減の場合は△印を付する）する。

$$\text{実測前の価格} \times \frac{\text{増又は減となった数量}}{\text{実測前の数量}}$$

なお、備考欄の増減額を整理簿総括に登載もれないよう特に留意すること。

- 7 増の「買収条項」に、次の略号により表示する。
農地法第7条=7、同法第22条=22、同法第23条=23

(整 理 簿 総 括)

						区分		種目	
年月日	事由	増		減		現在		備考 (整理簿の整理No.記入)	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格		
	前年度末現在		m ²	円	m ²	円	m ²	円	

〔年〕

〔度〕

(記載要領)

区分及び種目、増減事由の用語並びに整理及び台帳に記載すべき価格は次によることとする。

- (1) 区分及び種目は、規程別表第1による。
- (2) 増減事由の用語は、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)別表第2によるものとし、その詳細(買収、買戻し、売払い等の根拠)を備考欄に記載する。
- (3) 台帳に記載すべき価格は取得価格とする。

(表紙)

国 有 農 地 等 貸 付 簿

法第 7 条等農耕貸付け
(令第30条農耕貸付け)
(転用貸付け)

一 般 会 計 所 属
普 通 財 産
農 林 水 産 省
地 方 農 政 局 名

(記載要領)

- 1 貸付簿は、貸付区分ごとに別冊とし、[] 内に貸付区分を表示する。
- 2 貸付簿は、貸付契約書をとじ合わせ、索引及び総括を付して作成する。

(索引)

索引番号	貸付相手方	備考	索引番号	貸付相手方	備考

(記載要領)

- 1 とじ合わせた貸付契約書には通し番号を付し、索引番号とする。
- 2 売払い、解除、名義変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入し、貸付相手方名を朱線で抹消又は訂正する。

(総括)

貸付区分		増				減				現 在				備考
年月日	摘要	件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	
		件	筆	m ²	円	件	筆	m ²	円	件	筆	m ²	円	

(記載要領)

- 「貸付区分」欄には、貸付区分に従い「法第7条等農耕貸付け」、「令第30条農耕貸付け」、「転用貸付け」又は「未貸付け」のいずれかを記入する。
- 「摘要」欄には、国有農地等の増減理由（〔増〕…買収、○年度○○の報告もれ又は売払取消し〔減〕売払い、○○へ所管換、○○へ所属替、○年度○○の報告もれ又は買収取消し。）又は貸付けの態様の変動（〔増〕○○より区分変更又は内容改定。〔減〕○○へ区分変更、内容改定、解約又は解除。）を記入する。
- 貸付けの態様の変動の記入に当っては、次の点に留意する。

○○より区分変更…未貸付地を貸付けしたとき、貸付地を未貸付けにしたとき、法第7条等農耕貸付けを令第30条農耕貸付けにしたとき又は法第7条等農耕貸付け若しくは令第30条農耕貸付けを転用貸付けしたときに用いる。

○○へ区分変更……未貸付けが貸付けされたときに用いる（貸付地が未貸付け又は他の条項の貸付けになるときの減は、解除又は解約とし、備考欄に○○へ区分変更と記入する。）。

内容改定……………従前の数量及び金額と、改定後の数量及び金額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因（土地改良事業又は土地区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等）を記入する。
- 「使用料」欄は、貸付契約書の使用料年額を記入する。
- 年度を経過するごとに横線を描き、その年度間における増減を集計し、差引現在額を記入する。
- 貸付区分 各葉の現在額を合算したものは、国有財産台帳の現在額と一致する。

(表紙)

国	有	農	地	等	貸	付	総	括	簿
一	般	会	計	所	属				
普	通	財	産						
農	林	水	産	省					
									地 方 農 政 局 名

(記載要領)

貸付総括簿は、貸付簿の総括部分の写しを、年度別及び貸付区分別に仕切紙を挟んで都道府県順にとじ合わせ、年度ごとに集計表を付して作成する。

(集計表)

年度														地方農政局名	
都道府 県名	貸付区分	増				減				現 在				未貸付	
		件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	筆数	面積
	法第 7 条等農耕貸付け	件	筆	m ²	円	件	筆	m ²	円	件	筆	m ²	円	筆	m ²
	令第30条農耕貸付け														
	計														
	転用貸付け														
	合計														
	法第 7 条等農耕貸付け														
	令第30条農耕貸付け														

(記載要領)

集計表は、総括の各集計欄を転記して作成する。未貸付けについては、その現況及び未貸付けとなっている理由を調査して未貸付地調査表（様式例第14号の 6）を作成して集計表に添付する。

未 貸 付 地 調 査 表 (国有農地等)

 年 度
 地方農政局名

地方農政制度

区分				数量			備考		
現況	事由			筆数	件数	面積			
農耕又は採草 放牧地	貸付予定地	前年度以前買収分 ①			筆	件	㎡		
		当該年度買収分 ②							
	売払予定地	前年度以前買収分 ③							
		当該年度買収分 ④							
	要境界確定（境界不明）境界紛争等 ⑤								
	要耕作者確認（無断耕作） ⑥								
	買収取消検討中			買収取消訴訟・取 消手続中を含む	⑦				
	要所在地確認 ⑧								
	その他の ⑨								
	小計								
宅地又は 宅地見込地	転用済	公用	道路・河川等 ⑩						
		公共用	その他の ⑪						
		公用・公共用以外 ⑫							
	転用借受手続き中 ⑬								
	買収取消検討中			買収取消訴訟・取 消手続中を含む	⑭				
	その他の ⑮								
	小計								
その他	農道・水路等 ⑯								
	災害き損地（令32条1項2号該当） ⑰								
	借受希望のないもの		過疎（3号該当） ⑱						
			土質不良・急傾斜通作等不便等 ⑲						
	所在不明（公図又は登記簿がないもの） ⑳								
	その他の ㉑								
小計									
合計									

(記載要領)

- 1 合計は、国有農地等貸付総括簿の貸付未済の数量と一致するようにする。
- 2 「要所在地確認」は、所在が不明であれば現況が農地等であるか不明であるとしても、字、地番等から、その周辺が農地等であるときは⑧に分類し、通常なし得る程度の調査を了してなお所在不明の場合には⑳に分類する。
- 3 「転用済」のうち⑩は、国、地方公共団体等転用の相手方を特定できる道路、河川、堤防等をいうものであり、転用者を特定し難い道水路は⑯に分類する。
- 4 「その他」の数量が多い場合は、その主な内容を備考欄に記載する。

国有財産有償貸付契約書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産について賃貸借を内容とする借地契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所 在	区分	数量 (㎡)	備考
			詳細は、別紙のとおり

2 前項に定める数量をもって、乙は、契約数量とすることを了承するものとする。

（使用目的）

第2条 乙は、貸付物件を耕作又は養畜の事業に使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（使用料）

第4条 使用料は、 年 月 日から 年 月 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	使用料年額	備考
第1年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	
第2年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	
第3年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、甲の定める使用料算定基準に基づき算定した使用料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。
なお、その適用期間は3年間とする。

3 前項に規定する期間が満了した後の使用料及び適用期間については、前項の規定を準用する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない

い。

- 2 前項の規定は、前条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した使用料の納付方法に準用する。

（使用料の改定）

第6条 甲は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき農業委員会の提供等による貸付物件である農地の近傍類似農地の借賃等からみて、貸付物件の価格が上昇し使用料が不相当になったときは、第4条の規定にかかわらず、使用料の増額を請求することができる。

（延滞金）

第7条 乙は、第5条に基づき、甲が定める納付期限までに使用料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について延滞金利率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

（充当の順序）

第8条 乙が、使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が使用料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

（物件の引渡し）

第9条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

（物件の修補請求等）

第10条 乙は、貸付物件に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壤汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、貸付物件を借り受けるものとする。なお、乙は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことができない。【地下埋設物・土壤汚染等に関する資料がない場合は削除】

- 2 乙は、貸付物件に契約不適合部分（「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」をいう。以下同じ。）を発見した場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行うものとする。【地下埋設物・土壤汚染等に関する資料がない場合は第1項】
- 3 前項の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。【地下埋設物・土壤汚染等に関する資料がない場合は第2項】
- 4 乙は、第2項【地下埋設物・土壤汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条に規定する担保の責任に基づく貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除を行う

ことができない。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第3項】

5 乙は、第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用（民法第608条に規定する必要費及び有益費を含む）を甲に償還請求しないものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第4項】

6 乙は、第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第5項】

7 第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の規定に基づく甲による契約不適合部分の修補の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第4項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第3項と修正】の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第6項】（使用上の制限）

第10条の2 乙は、貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について、増改築等により現状を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（物件保全義務等）

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

（修繕等）

第13条 乙は、貸付物件の引渡しを受けた後に、貸付物件について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において修繕等を行うものとする。

ただし、乙の責めに帰すべき事由により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲において修繕等を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙は

これに協力するものとする。

3 乙は、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償の請求をすることができず、乙の使用収益が制限されない場合においては、貸付料は減額されない。

4 乙は、第1項の規定に基づき甲において修繕等を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。

5 第1項の規定に基づく甲による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができる。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第14条 乙は、貸付物件に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問、実地の調査又は参考となるべき資料その他の報告の徴求をすることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第5条に定める貸付料の納付がないとき

(2) 第11条及び前条に定める義務に違反したとき

(3) その他甲が必要と認めるとき

2 甲が、貸付物件の利用状況について乙に対し報告の徴求を行ったときは、乙は速やかに甲に対し報告しなければならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条第1項に定める期間中に、第2条、第10条の2第1項、第11条又は前条に定める義務に違反した場合には、金（1割）円を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、第4条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第4条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については、甲が通知する。

3 前2項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は第10条第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第10条第1項と修正】に規定する契約不適合部分の補修もしくは第13条第1項に規定する修繕等に過分の費用を要する場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 乙は、第3条に定める貸付期間にかかわらず本契約を解除することができる。

4 甲は、乙が貸付物件を農地又は採草放牧地として適正に利用していないと認められるときは、本契約を解除する。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第18条の各号及び第19条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(原状回復)

第22条 乙は、第3条に規定する貸付期間が満了したとき又は第17条から第19条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

2 乙が、原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払わなければならない。なお、金額については、甲が通知する。

(使用料の精算)

第23条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る使用料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

(損害賠償等)

第24条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 甲は、第18条及び第19条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第18条及び第19条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容等の公表)

第26条 乙は、本契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「年額使用料」、「貸付期間」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を甲のホームページで公表することに同意するものとする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第27条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇地方農政局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年	月	日	
貸付人		国	
		契約担当官	印
借受人		住 所	
		氏 名	印

別紙

貸付財産及び附帯施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 本表には貸付財産及び附帯する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておく。
- 3 土地については、地番を備考欄に記載する。
- 4 令第30条農耕貸付けの場合は、第4条第2項を削除し、同条第3項を第2項に改める。
- 5 一般競争入札、不落随意契約、公共随意契約により契約を締結する場合には第26条を記載し、その他の随意契約による場合は、第26条を削除するとともに、これ以外の条項を適宜修正するものとする。
- 6 相手方が農地中間管理機構である場合は、第11条を「乙は、農地中間管理事業の実施のために貸付物件を第三者に転貸することができる。」と修正するとともに、これ以外の条項を適宜修正するものとする。

国有財産有償貸付変更契約書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）の間で、 年
月 日で締結した国有財産についての賃貸借を内容とする貸付契約について、乙に
よる農作物栽培高度化施設の設置に伴い、以下の事項を追加する。

（農作物栽培高度化施設の設置に係る取り決め等）

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所在・地番	地目	面積（㎡）	備考

第2条 乙は、本件土地に係る貸付契約が解除され、又は解約に至り、若しくは貸付期間
が満了（更新された場合を除く。）したときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定す
る期日までに返還しなければならない。

2 乙が原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するた
めに要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払わなければならない。なお、金
額については、甲が通知する。

3 本件土地に係る貸付契約が、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用
に供する必要が生じたために解除されたときは、乙は甲に対し、違約金の請求は行わな
いものとする。

上記の変更契約の締結を証するため本変更契約書3通を作成し、両者記名押印のうえ、
各自その1通を保有し、1通を〇〇農業委員会に提出する。

年 月 日

貸付人

国

契約担当官

印

借受人

住 所

氏 名

印

国有財産貸付（売払）公示書

下記国有財産を一般競争入札により貸付け（売払い）します。

記

1 貸付物件

物件 番号	所在	種目	構造	数量	都市計画上の制 限等

2 競争参加者に必要な資格

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札参加申込書の提出期限及び場所

- ① 提出期限 年 月 日（ ） 時まで
- ② 提出場所

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 入 札 年 月 日（ ） 時から
- ② 開 札 入札締切後直ちに開札

5 入札保証金

各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により入札開始前に供すること。

ただし、入札保証金を契約担当官が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付する場合には、契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により契約担当官の指定する口座に 年 月 日までに振り込むものとし、入札開始前に入札保証金提出書（2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を提出すること。入札保証金には利息を付さない。

落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した際に発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。ただし、入札保証金を契約担当官が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、当該方法により納付した額に限り、入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約不履行

落札者が落札決定の日から〇〇日以内（契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、〇日以内とする。）に契約を結ばない場合には、5の入札保証金は国庫に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

9 現地説明の日時及び場所

日時 年 月 日 時

場所

10 契約内容等の公表

(1) 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表する。

(2) 契約を締結した場合には、(1)に加え「契約日」、「年間貸付料」、「貸付期間」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表する。

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる記載事項の公表に対する同意が契約締結の要件とする。

11 その他

入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産有償貸付契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

年 月 日

契約担当官

(記載要領)

1 農地法第47条及び農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法第80条第1項の規定により売り払う場合は、記の2の「農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者であつて、」は削る。

2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付（売払）公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産貸付（売払）公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出し、入札書には代理人の表示をして下さい。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により供しなければなりません（以下「入札保証金等」という。）。

2 入札保証金を現金を振り込む方法により納付する場合には、契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、 年 月 日までに歳入歳出外現金出納官吏の預金口座（口座番号等： ）に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に入札開始前に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼付がないと契約担当官の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

3 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

4 振込依頼書には、必ず物件番号を記載して下さい。

5 登録国債で供しようとする場合には、国債規則（大正11年大蔵省令第31号）第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第7条 入札保証金を現金を振り込む方法により納付した入札者に返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。

第8条 入札書には、入札者の住所氏名を記入するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。

第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第10条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの

- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの（入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合に限る）
- 8 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの（入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合に限る）
- 9 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 10 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 11 一人で2通以上の入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの
（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は別紙2参照）
- 13 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 14 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 15 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第12条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立てることはできません。

第13条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。この場合、第1回目の最高の入札価格を下回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失います。第3回目以降に行う入札についても、上記を準用して行います。

ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることがあります。この場合、異議を申し立てることはできません。

第14条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第15条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第16条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金等の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金等を還付します。

第17条 落札者が落札決定の日から 日以内（契約の締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内とする。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金等は国庫に帰属することになります。

第18条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により供しなければなりません（以下「契約保証金等」という。）。なお、登録国債で供しようとする場合には、国債規則第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第19条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。

第20条 入札をした者は、入札後において、国有財産貸付（売払）公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として意義を申し立てることはできません。

第21条 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表します。

2 契約を締結した場合には、前項の記載事項に加え「契約日」、「年間貸付料」、「貸付期間」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表します。

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第22条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

（記載要領）

1 入札保証金を契約保証金に、契約保証金を貸付代金にそれぞれ充当する場合には、普通財産を売り払う場合の契約保証金等の取扱いの特例について（平成12年12月26日付け蔵理第4648号大蔵省理財局長通知）に準じて、所要の箇所を修正すること。

2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。

暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

国有財産貸付（売払）一般競争入札参加申込書

年 月 日

契約担当官 殿

住 所
名 称
役職・氏名
電 話

下記の国有財産の貸付け（売払い）のための一般競争入札に参加したいので、国有財産貸付（売払）公示書記の5に定める入札保証金を添えて入札参加を申し込みます。

記

物件番号	所在地	区分	数量（㎡）

（留意事項）

- 1 申込者が代理人の場合は、委任者の委任状を必ず添付してください。
- 2 耕作又は養畜の事業に供する貸付け（売払い）の場合は、次に定める書類を添付してください。
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している所有地、借入地、所有採草放牧地及び借入採草放牧地の面積並びに労働力及び機械装備の状況を記載した書面（「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知）別紙1の様式例第1号の1の別添※・別紙など）
※ 当該別添様式（農地法第3条の規定による許可申請書（別添））を用いる場合は、表題を「国有農地等の貸付け（売払い）の相手方要件を満たす者であることの確認資料」と記載します。
 - (2) 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約並びに申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法
- 3 申込者は、暴力団排除に関する誓約事項を入札前に必ず確認してください。

（記載要領）

- 1 本申込書は、農業目的の貸付け又は売払いの場合に提出する必要があります。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正してください。

国有財産貸付（売払）公示書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により貸付け（売払い）します。

記

1 貸付物件

物件番号	所在	種目	構造	数量	都市計画上の制限等

2 競争参加者に必要な資格

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札参加申込書の提出期限及び場所

- ① 提出期限 年 月 日 () 時まで
- ② 提出場所

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 入札受付期間
年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
- ② 開札日時及び場所
日時 年 月 日 () 時から
場所
(参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。)

5 入札書等用紙の交付

郵送又は持参による場合の入札書等用紙は、公告の日から 年 月 日 () までの間、上記3の場所において交付する。

6 入札方法

(1) 入札保証金の納付等

- ① 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により契約担当官の指定する口座に振り込むものとする。
- ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、上記 5 により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（2 連複写の 2 枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を郵送用封筒に入れて、契約担当官宛、引受及び配達について記録できる方法で郵送して申し込むものとする。

また、上記 4 の (2) の①の期間であれば、午前 時から 時、午後 時から 時までの間、契約担当官へ持参することもできる。この場合の持参場所は上記 3 の場所とする。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約不履行

落札者が落札決定の日から○日以内（契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、○日以内とする。）に契約を結ばない場合には、上記 6 の (1) の①の入札保証金は国庫に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

10 現地説明の日時及び場所

日時 年 月 日 時
場所

11 契約内容等の公表

(1) 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表する。

(2) 契約を締結した場合には、(1)に加え「契約日」、「年間貸付料」、「貸付期間」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表する。

(3) 上記 (1) 及び (2) に掲げる記載事項の公表に対する同意が契約締結の要件とする。

12 その他

入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産有償貸付契約書を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

年 月 日

契約担当官

(記載要領)

- 1 農地法第47条及び農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法第80条第1項の規定により売り払う場合は、記の2の「農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者であつて、」は削る。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付（売払）公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産貸付（売払）公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。

第5条 入札は契約担当官から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（月 日（ ）から 月 日（ ））まで（必着）に契約担当官あて引受及び配達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第6条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、歳入歳出外現金出納官吏の預金口座（口座番号等： ）に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に入札開始前に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼付がないと契約担当官の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 1 通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず物件番号を記載して下さい。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第7条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入して下さい。

第8条 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。

第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第10条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 8 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 9 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 10 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 11 1 物件に対して一人で複数の入札をしたもの

12 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計

令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照)

13 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの

14 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの

15 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第12条 開札は、国有財産貸付（売払）公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入室に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第14条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。

第15条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、当該入札の入札者を対象として再度の入札を1回実施します。再度入札の実施要領については、第14条の通知と併せて送付します。

第16条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第17条 入札保証金は、落札者を除き、第8条に規定する方法により速やかに還付します。

第15条に該当する入札者に対しても還付しますので、再度入札を希望する方は改めて入札保証金の納付が必要になります。なお、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第18条 落札者が落札決定の日から 日以内（契約の締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、日以内とする。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第19条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金で持参する方法又は現金を振り込む方法により納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により供しなければなりません（以下「契約保証金等」という。）。なお、登録国債で供しようとする場合には、国債規則第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第20条 前条の契約保証金等は、貸付代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。

第21条 入札をした者は、入札後において、国有財産貸付（売払）公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第22条 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表します。

2 契約を締結した場合には、前項の記載事項に加え「契約日」、「年間貸付料」、「貸付期間」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は地方農政局のホームページにおいて公表します。

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第23条 本要領に定めない事項は、全て会計法令の定めるところによって処理します。

(記載要領)

- 1 入札保証金を契約保証金に、契約保証金を貸付代金にそれぞれ充当する場合には、普通財産を売り払う場合の契約保証金等の取扱いの特例について（平成12年12月26日付け蔵理第4648号大蔵省理財局長通知）に準じて、所要の箇所を修正すること。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。
- 3 非農業目的の貸付け又は売払いの場合は、第3条を削ること。

暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

暴力団排除に関する誓約書

私〇〇〇〇は、下記1から3までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

年 月 日

住所（又は所在地）
氏名（又は社名及び代表者名）

（注）1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

（注）2 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

（注）3 旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の1及び2を削除すること。

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
氏 名

普通財産貸付申請書

農地法施行令第30条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 財産の表示等

所在地	区分	種目	数量	希望使用料	希望する貸付けの始期及び期間	摘要
					年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 添付書類

- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している所有地、借受地、所有採草放牧地及び借受採草放牧地の面積並びに労働力及び機械装備の状況を記載した書面（「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙1の様式例第1号の1の別添※・別紙など）
- ※ 当該別添様式（農地法第3条の規定による許可申請書（別添））を用いる場合は、表題を「国有農地等の貸付けの相手方要件を満たす者であることの確認資料」と記載します。
- (2) 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約並びに申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体の数及び管理方法
- (3) 将来、当該土地について国から所有権の移転を受ける場合には、耕作権等何らの権利主

張を行わない旨の誓約書

3 契約内容等の公表について

契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「年額使用料」、「貸付期間」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意します。

(記載要領)

- 1 法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書、次に掲げる書類その他必要と認められる書類（印鑑証明書等）等を添付して提出してください。

(1) 公共団体の場合

① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写し

なお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項（土地改良法（昭和24年法律第195号）に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法（明治41年法律第50号）に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合規約の写し）

② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書

- #### (2) 法人の場合(上記(1)の場合を除く。)
- は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書（会社以外の法人にあっては、財産目録）

(3) 個人の場合

① 住民票の写し又は居住証明書

- ##### ② 申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは成年後見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類

(4) その他

① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面

- ##### ② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書

③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書

④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図

- ##### ⑤ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類

⑥延納の場合 納税証明書

- ### 3 農耕貸付けの根拠規定に応じて適宜修正してください。

- ### 4 3の契約内容等の公表する場合は、一般競争入札、不落随意契約、公共随意契約とし、その他の随意契約については、3を削除してください。

農作物栽培高度化施設を設置した国有農地等の原状回復に係る確約書

年 月 日

地方農政局長 殿

住所
氏名

私は、貴殿より貸付けを受けている下記の国有農地等（以下「本件土地」という。）に、農作物栽培高度化施設（以下「施設」という。）の設置を予定しています。

施設の設置後に、本件土地に係る貸付契約の解除、解約又は貸付期間の満了（更新された場合を除く。）があったときは、自らの負担で原状回復の上、本件土地を返還することとし、仮に、原状回復ができなかったときは、貴殿が原状回復するために要した経費や受けた損失に相当する金額について支払うこととします。

また、本件土地に係る貸付契約が、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じたために解除されたときは、貴殿への違約金の請求は行いません。

本件土地に施設を設置することについて貴殿の同意を得るにあたり、以上のとおり確約します。

記

所在・地番	地目	面積（㎡）	備考

普通財産転用貸付申請書

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
氏 名

農地法施行令第30条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 財産の表示等

所在地	区分	種目	数量	希望使用料	希望する貸付けの始期及び期間	摘要
					年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 財産の利用状況等

- (1) 利用状況
- (2) 10 a 当たり普通収穫高
- (3) 耕作者住所氏名

3 転用事業計画書

別紙のとおり

4 契約内容等の公表について

契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「年額使用料」、「貸付期間」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意します。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書、次に掲げる書類その他必要と認められる書類（印鑑証明書等）等を添付して提出してください。
 - (1) 公共団体の場合
 - ① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写し
なお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項（土地改良法（昭和24年法律第195号）に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法（明治41年法律第50号）に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合規約の写し）
 - ② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書
 - (2) 法人の場合（上記(1)の場合を除く。）は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書（会社以外の法人にあっては、財産目録）
 - (3) 個人の場合
 - ① 住民票の写し又は居住証明書
 - ② 申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは成年後見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類
 - (4) その他
 - ① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面
 - ② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - ③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書
 - ④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図
 - ⑤ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類
 - ⑥ 延納の場合 納税証明書
 - ⑦ 申込みに係る土地等につき賃借権その他の権利を有する者がある場合はその者の同意書
 - ⑧ 位置図（案内図）、公図写し、実測図及び求積表（同一転用計画内の他の土地等を併せて記入すること。）
 - ⑨ 施設の配置図
 - ⑩ 転用後、当該土地が売り払われるときにおいて、買受人は、国の認める特殊事情による修正のほか何らの権利主張を行わない旨の誓約書
- 3 希望する借受けの始期は、使用開始予定年月日とし、その期間は原則として18か月以内とします。
- 4 転用事業計画書は、様式例第14号の12に記載して、添付してください。
- 5 農耕貸付けの根拠規定に応じて適宜修正してください。
- 6 貸付申請者が地方公共団体等の場合は、4の契約内容等の公表について記載してください。

転用事業計画書

1 借受を希望する土地を選定した理由及び選定の経緯									
2 借り受けをしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり	耕作者の	市街化区域・市街化調整
			登記簿	現況			普通収穫高	氏名	区域その他の区域の別
	郡 町				㎡				
	市 村								
	計		㎡ (田		㎡、畑		㎡)		
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途		事由の詳細					
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から か月							
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工 事 計 画	名称		棟数	建築面積	所要面積		
		土 地 造 成					㎡		
		建 築 物				㎡			
		小 計							
		工 作 物							
		小 計							
		計							
4 資金調達についての計画									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
6 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 1 当該土地を選定した理由及び選定の経緯は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑及びその他の別を記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

国有財産一時使用契約書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産について一時の使用を目的とした賃貸借契約を締結する。

（一時使用物件）

第 1 条 一時使用物件は、次のとおり。

所在	区分	数量（㎡）	備考
			詳細は、別紙のとおり。

2 前項に定める数量をもって、乙は、契約数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第 2 条 乙は、一時使用物件を貸付申請書に記載した使用目的及び添付した利用計画のとおり用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

2 乙は、一時使用物件を次の各号の用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

（一時使用期間）

第 3 条 一時使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（一時使用料）

第 4 条 前条に定める期間に係る一時使用料は、年額金〇〇円とする。

（一時使用料の納付）

第 5 条 一時使用期間に係る一時使用料は、その全額を甲の発行する納入告知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

（延滞金）

第 6 条 乙は、第 5 条に基づき、甲が定める納付期限までに一時使用料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について延滞金利率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第 8 号）に定める率

とする。

(充当の順序)

第7条 乙が、一時使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付した金額が一時使用料及び延滞金の合計額に満たない場合には、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第8条 甲は、第3条に定める一時使用期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

(物件の修補請求等)

第9条 乙は、貸付物件に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壌汚染等の物件の状況が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、貸付物件を借り受けるものとする。なお、乙は、本項の別添資料記載の〇〇の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことができない。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は削除】

2 乙は、貸付物件に契約不適合部分（「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」をいう。以下同じ。）を発見した場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行うものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項】

3 前項の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第2項】

4 乙は、第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条に規定する担保の責任に基づく貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができない。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第3項】

5 乙は、第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用（民法第608条に規定する必要費及び有益費を含む）を甲に償還請求しないものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第4項】

6 乙は、第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第5項】

7 第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第1項と修正】の規定に基づく甲による契約不適合部分の修補の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第4項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第3項と修正】の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第6項】

(使用上の制限)

第10条 乙は、一時使用物件の使用目的を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、土地に建物又は工作物を建設し又は建物の模様替を行う等一時使用物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない事由により仮設物を建設する場合には、事前に甲の承認を受けなければならない。

(物件保全義務等)

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、一時使用物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問、実地の調査又は参考となるべき資料その他の報告の徴求をすることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づく使用目的等の変更に関する承認申請があったとき

(2) 第11条第1項及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき

(3) その他甲が必要と認めるとき

(修繕等)

第14条 乙は、貸付物件の引渡しを受けた後に、貸付物件について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において修繕等を行うものとする。

ただし、乙の責めに帰すべき事由により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲において修繕等を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。

3 乙は、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償の請求をすることができず、乙の使用収益が制限されない場合においては、貸付料は減額されない。

4 乙は、第1項の規定に基づき甲において修繕等を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。

5 第1項の規定に基づく甲による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができる。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第15条 乙は、貸付物件に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(違約金)

第16条 乙は、一時使用期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第11条第2項及び前条に定める義務に違反した場合 金（1割）円

(2) 第2条及び第11条第1項に定める義務に違反した場合 金（3割）円

2 前項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は第9条第2項【地下埋設物・土壌汚染等に関する資料がない場合は第9条第1項と修正】に規定する契約不適合部分の補修もしくは第14条第1項に規定する修繕等に過分の費用を要する場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、一時使用物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、第10条の規定により使用目的の変更を承認した場合において、一時使用物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。

4 乙は、第3条に規定する一時使用期間にかかわらず本契約を解除することができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第18条の各号及び第19条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(原状回復)

第22条 乙は、第3条に規定する一時使用期間が満了したとき又は第17条から第19条の規定により契約が解除されたときは、一時使用物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

2 乙が、原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払わなければならない。なお、金額については、甲が通知する。

(一時使用料の精算)

第23条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間にかかる一時使用料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

(損害賠償等)

第24条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、損失が生じたときは同条第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 甲は、第18条及び第19条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第18条及び第19条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約内容等の公表)

第25条 乙は、契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「年額使用料」、「使用期間」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意するものとする。

(契約の費用)

第26条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第27条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、地方農政局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年	月	日	
貸付人		国	
		契約担当官	
借受人		住所	印
		氏名	印

別紙

一時使用財産及び附帯施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考

(記載要領)

- 1 本表には一時使用財産及び附帯する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。
- 3 相手方が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 無償貸付けの場合には、本文中「賃貸借契約」とあるのは「使用貸借契約」とし、[収入印紙]並びに第4条から第7条まで、第23条を削除し、これ以外の条項を適宜修正するものとする。
- 5 公共随意契約により契約を締結する場合には第25条を記載し、その他の随意契約による場合は、第25条を削除し、これ以外の条項を適宜修正するものとする。

年 月 日

見 積 書

地方農政局長 殿

見積者 住所又は
所在地

氏名又は
名 称

1. 財産の表示

所在地：

区 分：

面 積：

2. 契約希望価格 ￥

. ー

下記事項を承知の上、上記のとおり契約希望価格を提出します。

(記載上の注意)

- 1 「売払い」は売払希望価格を、「貸付け」は年額貸付料の契約希望価格を記載してください。
- 2 契約希望価格は算用数字ではっきりと記載し、数字の前には必ず「¥」を記載してください。
- 3 契約希望価格を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 4 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 5 国の予定価格以上で価格提示があった場合には、当該契約希望価格をもって、処分等価格として決定します。
- 6 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。
- 7 見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
- 8 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては、「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 9 別紙2の第5の4の(1)のアの(ウ)及び及びイによる貸付料の見積り合せの場合には、「地方農政局長」を「都道府県知事」とする。

転 用 使 用 料 算 定 調 書

転用者名		用途	
土地の所在地			
① 面積	㎡（実測面積又は仮換地面積）		
摘要	価格又は割合	備考	
② 年 1 月 1 日の〇〇としての固定資産税課税標準額	（㎡当たり） 円 ①	比準地、 地番・面積・課税標準額（総額） 円	
③ 造成費（見積額）	（㎡当たり） 円 ②	別添見積書（又は支出明細書）による。 （総金額）円 ÷ （実測面積）	
④ 格差修正率	% ③	私道・袋地・無道路地・高圧線 下地・崖地・その他（ ）	
単価	（㎡当たり） 円 ④	（②－③）×③×使用料率	
総額	円 ⑤	④×実測面積	
固定資産税	円 ⑥		
都市計画税	円 ⑦		
国有財産特別措置法による減額	円 ⑧	適用条項 適正規模 減額率 % ㎡ （適用面積）	
使用料年額	円 ⑨	⑤－⑥－⑦ 又は⑤－⑧（減額適用のない場合は⑤と同額）	

(記載要領)

- 1 ①は、国有財産台帳面積（1筆の1部を貸付けるときは、全面積と貸付面積）を記入し、実測面積（土地区画整理事業に係る仮換地中の土地については、仮換地面積）を括弧書する。
- 2 ②の摘要欄の〇〇には、貸付けの始期の属する年及び用途に相応する地目（宅地、山林等）を記入し、㉑は、その地目としての当該地又は比準地の課税標準額（㎡当たり）を記入し、備考欄に㉑の基礎とした土地の表示等を記入する。
- 3 ③は、普通財産転用貸付申請書の内容からみて造成費（山林、原野等に大規模（約5ha以上）な造成工事をするとき又は水田、沼地等の埋立て等）、土壤汚染処理費及び地下埋設物撤去費（以下「造成費等」という。）の控除を要すると認められる場合に記入し、㉒は、転用計画書の造成費等の見積額（工事実施済みの場合は支出明細書）により妥当と認められる額（控除した額が貸付前の当該地の時価を下回らない範囲の額）を記入する。
- 4 ④は、貸付地の個別要因が①の比準地のそれと著しく異なる場合にのみ記入し、備考欄の該当項目を○で囲む。
- 5 ㉑は、備考欄の算式によるものとし、使用料率は転用使用料基準に定めるところにより用途、相手方によって適用すべき率を記入する。
- 6 ㉑及び㉒は、借受者に課税される場合には当該課税額相当額を記入する。
- 7 ㉓は㉑に減額率を乗じた額とし、備考欄に適用条項及び減額率を記入する。

耕作状況報告書について

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長

貴殿に貸し付けている土地（国有農地等）について、別紙によりその耕作状況等について折り返し回答願います。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 別紙は、様式第14号の20によること。

耕 作 状 況 報 告 書

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
氏 名

私が借りている土地について、今年度の耕作状況等下記のとおり報告します。

記

- 1 借受地の所在・地番 _____
面積 _____ m²
- 2 借受地の耕作状況
 - (1) 作付け作物名 _____
 - (2) 耕作従事日数（過去1年間） _____ 日
 - (3) 自家用・販売用の別 _____
- 3 借受地についての今後の意向
（次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。）
 - (1) 耕作をやめたい（返地したい）
 - (2) 耕作を継続したい
 - (3) その他（具体的に： _____）

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

地方農政局長

転用借受状況報告書について

貴殿に貸し付けている土地（国有農地等）について、別紙によりその利用状況等について折り返し回答願います。

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

別紙は、様式第14号の22による。

国 有 財 産 有 償 貸 付 契 約 解 除 通 知 書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

契約担当官

年 月 日付け第 号国有財産有償貸付契約による貸付けは、下記のとおり解除します。

記

- 1 解除の別(全部・一部)
- 2 解除した土地等の表示
- 3 解除の理由
- 4 目的物の引渡しの方法

(農耕貸付けの解除の場合)

上記賃貸借契約の解除につき農地法第18条の規定による許可があったことを証する。

年 月 日付け第 号

都道府県知事

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

国有財産一時使用契約解除通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

契約担当官

年 月 日付け第 号国有財産一時使用貸付契約書による貸付けは、下記のとおり取消します。

記

- 1 取消しの別（全部・一部）
- 2 取消しをした土地等の表示
- 3 取消しの理由
- 4 目的物の引渡しの方法

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

貸 付 け の 解 約 申 入 書

年 月 日

契約担当官 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号国有財産有償貸付契約について、農地法第18条第1項第2号に定める合意による解約をしたいので、下記により申し入れます。

記

- 1 解約を希望する土地等の表示
- 2 解約の申入れ事由
- 3 希望する解約日 年 月 日
- 4 土地の引渡し時期 解約の申入れの日から6か月以内で知事の指定する日

~~~~~

解 約 同 意 書

上記申入れに対して異議ないので、年 月 日付け第 号による国有財産有償貸付契約は、本日をもって合意による解約をすることに同意します。

なお、合意による解約の日は 年 月 日としますので、それまでの使用料(別添納入告知書のとおり)を納入し、年 月 日までに現地において土地を引渡し願います。

貸付相手方 殿

年 月 日

契約担当官

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

国有財産使用料額変更通知書

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

契約担当官

年 月 日付け第 号国有財産有償貸付契約により貴殿に貸付け中の国有農地の使用料の額は、本契約第○条に基づき、下記のとおり変更するので、承知願います。

記

1 国有財産の表示

都道 郡 町  
府県 市 村  
外 筆

地 積 平 方 メ ー ト ル

2 新 使 用 料 額

年度においては ○○円（平方メートル当たり 円）  
年度においては ○○円（平方メートル当たり 円）  
年度においては ○○円（平方メートル当たり 円）

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

被害報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長

国有財産が滅失き損したので、下記のとおり報告します。

記

|                                     |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
|-------------------------------------|------|-----|------------|---------|------------|-------|------|----|-------|----|
| 部局名                                 |      |     | 部局長の官職氏名   |         |            |       |      |    |       |    |
| 口座名                                 |      |     | 監督責任者の官職氏名 |         |            |       |      |    |       |    |
| 滅失き損の場所                             |      |     |            | 滅失き損年月日 |            |       |      |    |       |    |
| 滅失き損場所の原因となった事実の詳細                  |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 台帳記載事項及び滅失き損の程度                     | 財産区分 | 種 目 | 名 称        | 地目・構造   | 取得条項・取得年月日 | 数量(㎡) | 台帳価格 | 程度 | 損害見積額 | 備考 |
|                                     |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
|                                     |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
|                                     | 計    |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 犯罪に関係がある場合は、その被疑者の住所氏名              |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 平素における管理状況の詳細                       |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 滅失き損事実の発見の動機                        |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 同,発見後の措置                            |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 損害補てんの状況及び損害全部が補てんされていない場合は将来の補てん見込 |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 損害賠償の訴を提起したときは その年月日及び訴訟の進行状況       |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 訴訟が提起されたときはその年月日及び訴訟の進行状況           |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| 職員その他関係者に対する懲戒処分等の状況                |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |
| その他参考となる事項                          |      |     |            |         |            |       |      |    |       |    |

(記載要領)

添付書類は、当事者の始末書、損害金の支払確約書、損害見積額の算定内訳、関係市町村長（農業委員会長）の被害現況確認証明書、所轄警察署長に提出した被害届写、現場写真等とする。